

第18回東伏見スポーツサイエンス研究会

グローバルCOEプログラム「アクティブ・ライフを創出するスポーツ科学」

日時 2013年5月15日(水) 18:15より

場所 早稲田大学79号館(STEP22)302号室

演題 日本学生野球憲章の意義と問題点

中村 哲也 先生
(早稲田大学スポーツ科学学術院 助手)

2007年、プロ野球団からのアマチュア2選手に対する現金給付が発覚し、それが派生する形で高校野球における特待生の存在が明るみに出た。日本の学生野球のルールである日本学生野球憲章では、特待生を禁止していたため、特待生制度を採用している学校は大会への出場を取りやめるなどの対応を行った。しかし同時に、特待生制度を禁止している日本学生野球憲章は、世論の大きな批判にさらされ、その結果2010年に全面的に改定となった。

そもそも特待生の禁止等を打ち出していた日本学生野球憲章は、どのような目的をもって作られたのか。学生野球憲章にはどのような問題があったのか。

本報告では、1930年代以降の日本の学生野球の歴史的な展開の中でこれらの問題を明らかにしていく。そのうえで、2010年に全面改定された新しい学生野球憲章の意義や問題点について検討していきたいと思う。



早稲田大学 スポーツ科学学術院
Faculty of Sport Sciences, Waseda University

世話人: 正木宏明・紙上敬太
早稲田大学 スポーツ科学学術院
E-mail: masaki@waseda.jp